

Ⅱ－1 財形融資の必要性

	頁
① 総論	
(1) 現金給与総額と福利厚生費(全産業平均)	1
(2) 法定外福利費の項目別内訳と対前年度増減率	2
(3) 福利厚生費の内訳(実額、現金給与総額に対する比率)	3
(4) 法定外福利費の内訳(実額)／従業員1人1ヶ月当たり住宅費の推移	4
(5) 正規従業員の福利厚生制度に対する満足度(分野別)(従業員調査)	5
(6) 企業の福利厚生施策と従業員ニーズとのギャップ	6
(7) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(抄)(平成17年6月21日)(経済財政諮問会議)	7
② 財形持家融資	
(1) 就業者の持家状況	13
(2) 住宅政策の集中改革の道筋(住宅政策改革要綱)	14
(3) 社会資本整備審議会答申「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて」(平成17年9月26日)概要	15
(4) 社会資本整備審議会答申「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて」要旨	16
(5) 独立行政法人住宅金融支援機構法	26
(6) 年金積立金の運用組織の改革 (年金積立金管理運用独立行政法人法)	27
(7) 住宅ローン新規貸出額の推移	29
(8) 住宅ローン貸出残高の推移	30
(9) 住宅ストックの状況	31
(10) 人口・世帯数の推移及び将来推計	32
(11) 世帯人数構成の推移	33
(12) 世帯数・平均世帯人員の推移と将来推計	34
(13) 住宅事情の国際比較	35
③ 財形教育融資	
(1) 国民生活金融公庫の教育融資の概要	36
(2) 教育融資貸付状況の比較	37
(3) 特殊法人等整理合理化計画 (特殊法人等改革推進本部 平成13年12月18日)(抜粋)	38

現金給与総額と福利厚生費(全産業平均)

	2003年度	2002年度
現金給与総額	565,935 円 (1.3%)	558,494 円 (▲0.6%)
福利厚生費	100,811 円 (4.2%)	96,755 円 (0.9%)
法定福利費	72,853 円 (6.3%)	68,552 円 (0.1%)
法定外福利費	27,958 円 (▲0.9%)	28,203 円 (2.9%)
退職金	92,037 円 (5.4%)	87,283 円 (8.4%)
福利厚生費+退職金	192,848 円 (4.8%)	184,038 円 (4.3%)
福利厚生費 / 現金給与総額	17.8%	17.3%
法定福利費 / 現金給与総額	12.9%	12.3%
法定外福利費 / 現金給与総額	4.9%	5.0%
退職金 / 現金給与総額	16.3%	15.6%
(福利厚生費+退職金) / 現金給与総額	34.1%	33.0%
法定福利費 / 福利厚生費	72.3%	70.9%
法定外福利費 / 福利厚生費	27.7%	29.1%

(注) 1. 従業員1人1ヵ月当たりの数値。

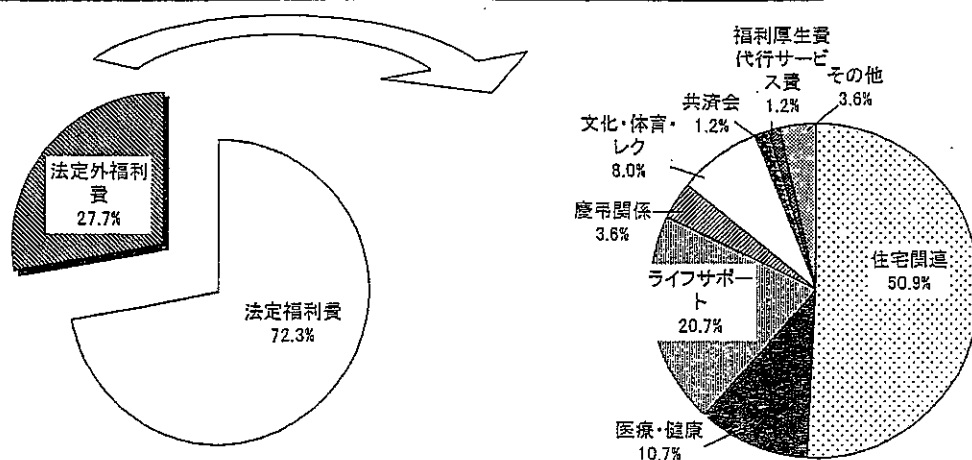
2. () 内は対前年度増減率。

3. 四捨五入の関係上、100%あるいは合計数値にならない場合がある。

資料出所:「第48回 福利厚生費調査結果報告」2003年度(2003年4月～2004年3月)
日本経済団体連合会

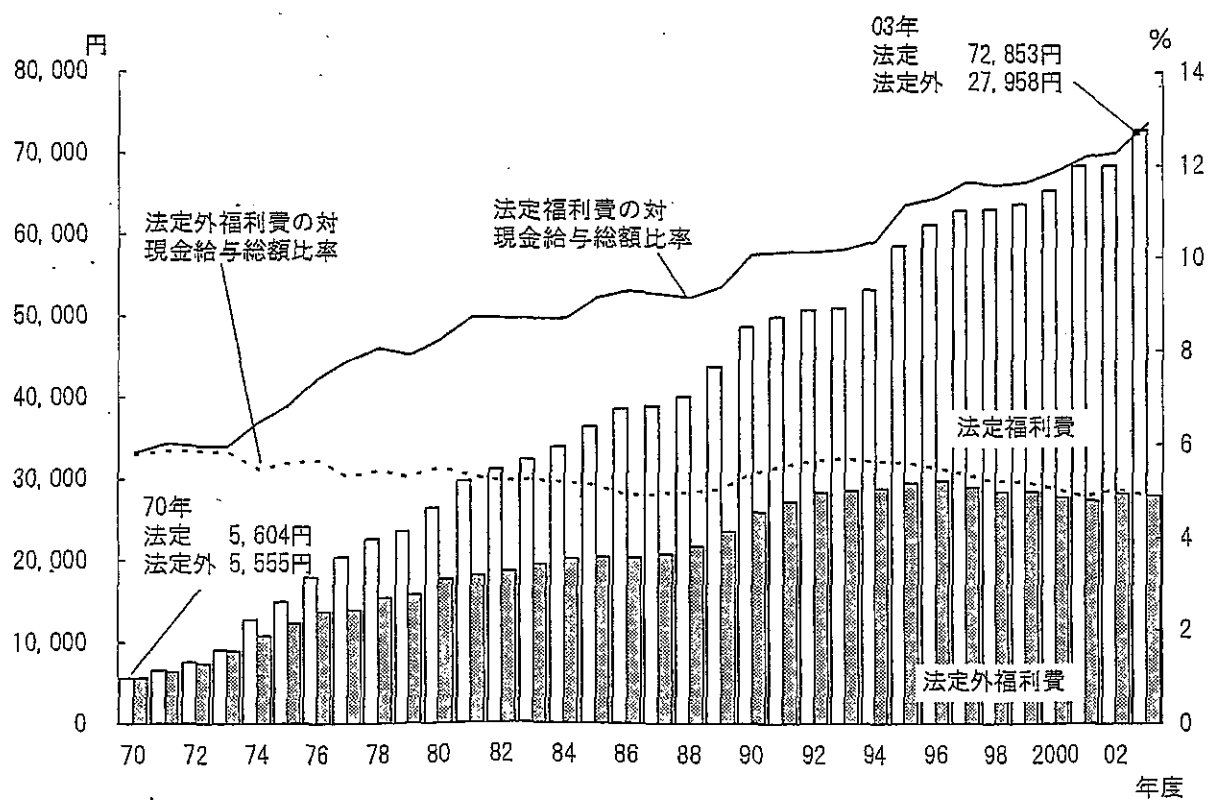
法定外福利費の項目別内訳と対前年度増減率

項目		産業区分	
		全産業平均	
		平均 (円)	対前年度増減率 (%)
法定外福利費計		27,958	△ 0.9
住宅		14,241	△ 1.5
関連	住宅	13,272	△ 1.6
	持家援助	969	0.5
医療		3,004	11.3
・健康	医療・保健衛生施設運営	2,332	12.7
	ヘルスケアサポート	672	6.3
ライフサポート		5,781	△ 2.5
	給食	2,442	△ 1.5
	購買・ショッピング	292	1.0
	被服	483	△ 4.7
	保険	710	△ 18.1
	介護	19	△ 17.4
	育児関連	48	50.0
	ファミリーサポート	169	9.7
	財産形成	1,047	6.4
	通勤バス、駐車場	443	1.1
	その他	129	△ 19.4
慶弔		1,007	△ 2.6
関係	慶弔金	941	△ 2.1
	法定超付加給付	66	△ 9.6
文化		2,236	△ 4.3
・体育 ・レク	施設・運営	1,430	△ 8.6
	活動への補助	806	4.4
共済会		330	5.8
福利厚生代行サービス費		341	40.9
その他		1,018	△ 14.5



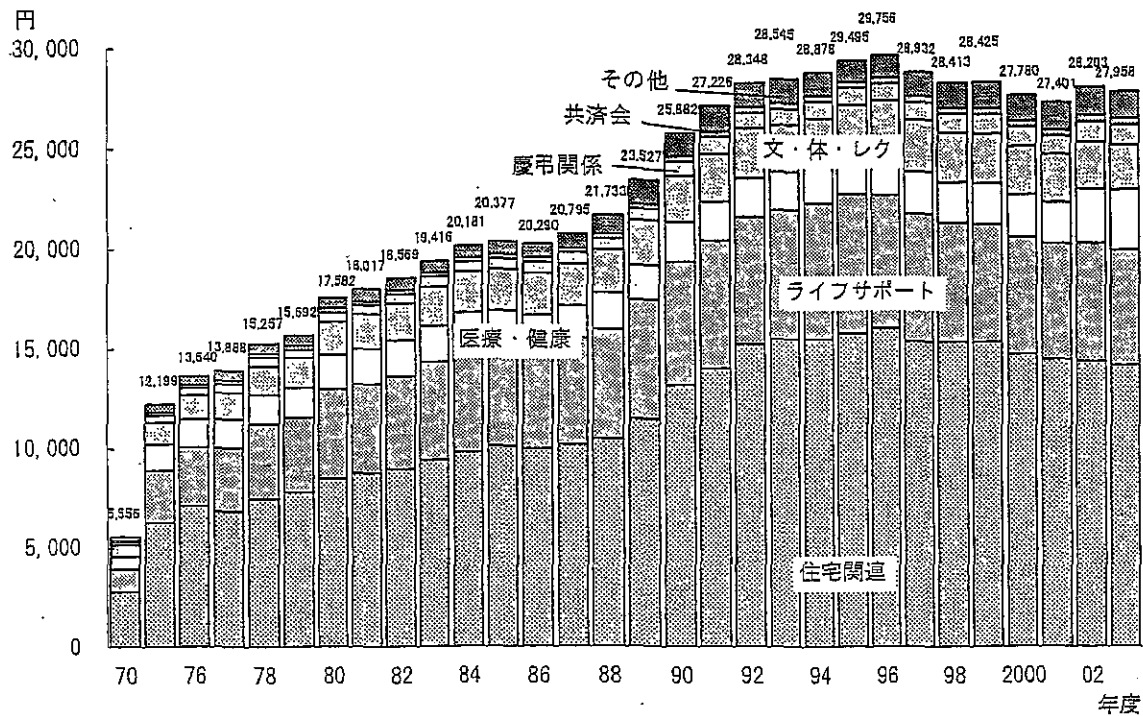
資料出所:「第48回 福利厚生費調査結果報告」2003年度(2003年4月～2004年3月)
日本経済団体連合会

福利厚生費の内訳 (実額、現金給与総額に対する比率)

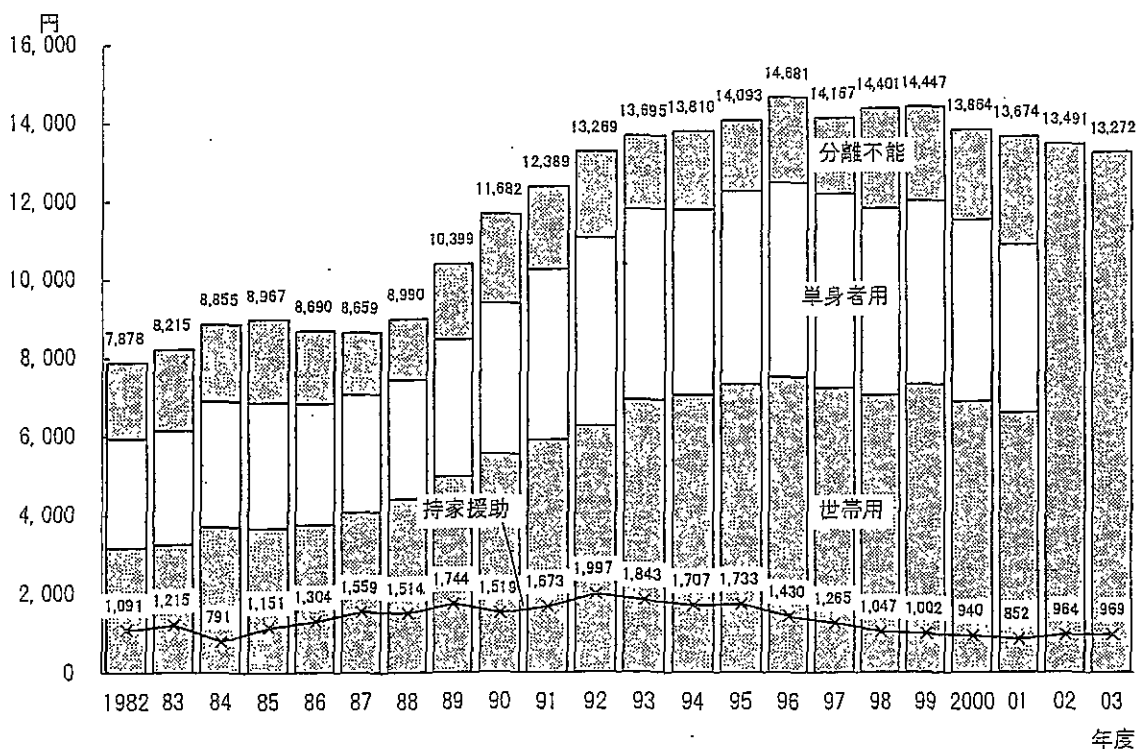


資料出所:「第48回 福利厚生費調査結果報告」2003年度(2003年4月～2004年3月)
日本経済団体連合会

法定外福利費の内訳(実額)



従業員1人1ヶ月当たり住宅費の推移

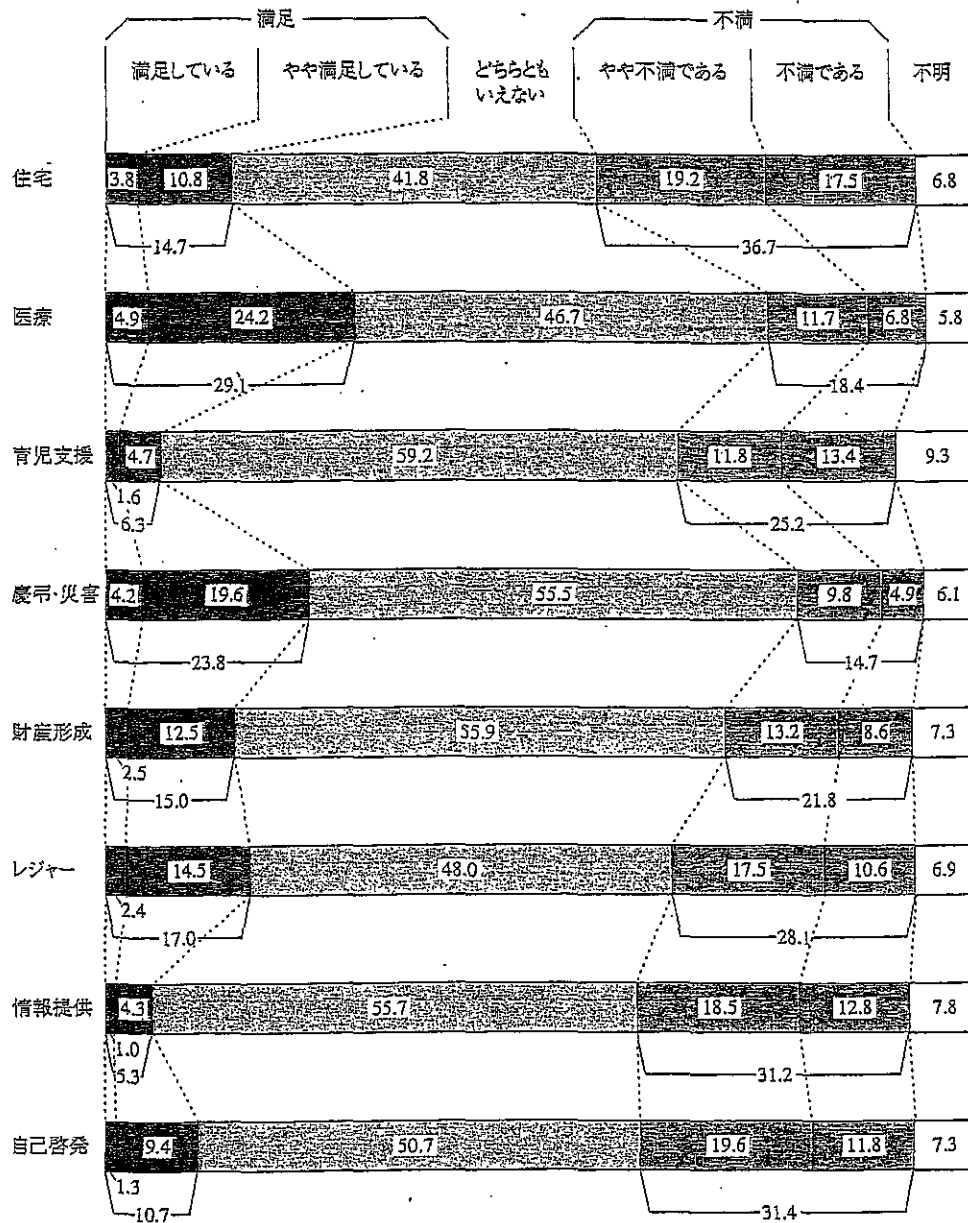


(注) 02年度から単身者用、世帯用、分離不能を統合

資料出所:「第48回 福利厚生費調査結果報告」2003年度(2003年4月～2004年3月)
日本経済団体連合会

正規従業員の福利厚生制度に対する満足度 (分野別)(従業員調査)

(単位：%)
N：1,802



資料出所：「平成14年度 企業の福利厚生制度に関する調査」平成15年5月
(財)生命保険文化センター

企業の福利厚生施策と従業員ニーズとのギャップ

(複数回答、単位：%)

		①[企業調査] 現在、既に導入しているもの	②[企業調査] 今後拡充・新規に導入したいもの	③[従業員調査] 今後、拡充・新規に導入してもらいたいもの	④従業員ニーズと企業の対応とのギャップ (③-②)
住宅	自社所有の社宅・独身寮等	23.7	1.8	6.9	5.1
	借り上げ住宅・借り上げ独身寮	26.0	1.4	6.5	5.1
	住宅手当、家賃補助	54.9	6.0	27.3	21.3
	持家支援の社内融資制度	13.1	4.7	14.8	10.1
医療	健康診断(法定への上積み)	71.8	8.2	12.9	4.7
	個人負担の人間ドックへの会社補助	29.4	11.8	19.6	7.8
	生活習慣病検診(成人病検診)	43.5	8.0	11.5	3.5
	メンタルヘルス	5.2	7.2	13.9	6.7
	長期所得補償(LTD)	2.0	2.8	19.6	16.8
	介護ヘルパー派遣(費用補助を含む)	1.7	2.4	9.7	7.3
	看護・介護求職(休暇)制度	31.6	8.1	16.3	8.2
育児支援	育児補助・ベビーシッター補助(託児所手当含む)	1.6	2.7	13.4	10.7
	託児所・保育施設(自社所有または借り上げ)	0.5	1.5	8.8	7.3
	育児支援のための休暇・短時間勤務制度(法定への上積み)	27.3	7.9	13.9	6.0
慶弔・災害	慶弔・災害見舞金	92.2	3.0	9.4	6.4
	死亡退職金・弔慰金制度	88.8	5.5	10.8	5.3
	遺族年金・遺児年金・遺児育英年金	14.2	3.3	11.4	8.1
財産形成	財形貯蓄・社内預金等の財産形成援助制度	54.1	4.4	11.8	7.4
	従業員持株制度	19.3	7.2	7.8	0.6
	ストック・オプション(役員以外対象)	1.2	3.5	7.8	4.3
レジャー	文化・体育・レクリエーション活動支援	32.0	6.7	9.8	3.1
	余暇施設(自社所有:保養所、運動施設)	18.1	3.1	11.5	8.4
	余暇施設(契約型:保養所、運動施設)	30.1	5.2	16.4	11.2
情報提供	ライフプランニング(生活設計講座)	5.5	4.9	11.4	6.5
	マネープランニング講座(資産管理・投資教育等)	1.9	4.4	10.9	6.5
	退職準備教育制度	6.1	7.3	14.7	7.4
自己啓発	国内外の大学・企業への留学制度	1.9	2.0	9.9	7.9
	公的資格取得支援・通信教育支援	25.5	8.6	19.7	11.1
	リフレッシュ・自己投資のための長期休暇	8.4	8.0	31.7	23.7
その他	社内食堂等の給食施設	15.0	2.4	11.9	9.5
	年1回以上の長期休暇制度 (連続1週間以上、夏期休暇や年末・年始休暇を含む)	28.3	11.1	36.5	25.4
	カフェテリアプラン	1.2	2.8	18.5	15.7

資料出所:平成14年度「企業の福利厚生制度に関する調査」(財)生命保険文化センター

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(抄)

(平成17年6月21日)

(略)

第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革

(略)

(2)政策金融改革

平成14年12月の経済財政諮問会議の「政策金融改革について」に従い、経済財政諮問会議において、本年秋に向けて議論を行い、政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめる。

(略)

政策金融改革について（案）

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあり、このことが、金融資本市場の資源配分機能を歪めてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。

1 改革達成に向けての道筋

現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、以下のとおり3段階で、政策金融改革を進める必要がある。

(1) 不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）

金融円滑化のため、政策金融を活用する。特に、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）の着実な実行等可能な措置を実施する。

(2) 平成17年度から平成19年度まで

民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間。組織の統合集約化を目指す観点に立って対象分野の厳選を進めつつ、可能な改革措置をできるだけ速やかに実施する。また、あるべき姿への移行を円滑に進めるための政府及び政策金融機関の会議を開催する。

(3) 平成20年度以降

速やかに新体制に移行する。

2 政策金融のあるべき姿の実現

(1) 対象分野の厳選

遅くとも平成19年度末までに、別添1の基準に則って、別添2に掲げる事項に留

意しつつ、国として政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選する。その際、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行った上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も十分に考慮し、廃止・民間業務等への移行を行うものを判断する。

(2) 規模の縮減

民間金融機能が正常化することを前提に、現行政策金融機関8機関の貸出残高について、将来的に対GDP比率で半減することを目指す。

(3) 組織の見直し

(1)の見直しと合わせ政策金融機関8機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討し、平成19年度末までに現行の特殊法人形態は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織については大胆に統合集約化を進める。新たな組織形態については、政策として行うことが必要な事業を確実かつ効率的に行い得るよう、特に、以下の点を満たす制度設計を行い、厳格なガバナンスを構築する。

- ① 経営責任の明確化（経営責任を曖昧にする恐れがある収支差補給金の廃止を含む。なお、必要に応じ利子補給金等により対応する。）
- ② 事業運営の効率性の向上
- ③ 民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者の任用
- ④ 組織及び事業の存続の必要性に係る情報、コストやリスクに係る情報等、情報開示の徹底
- ⑤ 第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備（具体的な効果計測指標の設定、民業補完の遵守状況の評価基準への採用、評価機関への利用者及び民間金融機関の代表者の参加を含む。）
- ⑥ 会計は、原則として企業会計原則によることとする。

(4) 政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等

あるべき姿の実現に向けて、移行のための準備期間においても、政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等可能な措置はできるだけ速やかに実施する。

① 政策金融の手法の革新

諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行及び貸付対象要件の透明性の確保を図るなど、手法の革新を行う。

② 融資条件の適正化の徹底

民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進する。

貸付における固定金利期間の短期化等を通じて、運用金利と調達金利の期間差異の実質的解消による金利リスクの排除を図る。

3 留意事項

- ① 改革の過程を通じて、円滑かつ効率的な中小企業金融が確保されるよう配意する。
- ② この改革とあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場、民間金融機能の高度化を進める。そのために、関係府省が一体となって環境整備に取り組む。
- ③ 改革の過程において政策金融を活用する場合には、市場本来の機能が最大限に発揮されるよう、適切な配慮を行う。

（別添 1）政策金融の対象分野に関する基準

構造改革の基本原則である「官から民へ」を踏まえれば、「民間にできることは民間に委ねる」ことは当然として、「長期、固定、低利」を含め民間ではできない場合であっても、それのみをもって政策金融の存在が正当化されるわけではない。

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。具体的には、以下の①、②の条件に共に該当する場合である。

① 公益性

政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する（社会的な便益が社会的な費用を上回るため、政策的助成により「高度な公益性」が発生する）場合

② 金融リスクの評価等の困難性

情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われない（金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる）場合

以上二つの基準を踏まえて、政策金融の活動領域を整理すれば、以下のとおりである。

（A）①②が共に該当する場合は、政策金融固有の活動領域である。

ただし、金融的手法であっても、直接貸出に限らず債務保証等の他の手段と比較して、どれが適切か厳密な選択が必要である。

（B）①に該当するが、②には該当しないものについては、金融手段による政策介入の必要性は乏しいため、政策金融で行う必要はない。補助金などの他の政策手段と比較し、コスト最小化の観点から、不断に厳格な検証を行うことが必要である。

（C）①②のいずれにも該当しない場合は、政策的介入の必要性はない。

（D）②に該当するが、①には該当しない場合は、政策的必要性が乏しいことから、基本的に政策金融の必要はない。むしろ、リスク負担を行う民間の貸手が登場するように、民間の金融市場の整備を図ることが重要である。

（別添２）機関別の主要検討課題

1 国民生活金融公庫

- ・ 特別貸付、教育貸付のあり方
- ・ 長期継続的に利用している借り手の自立化推進の方策

2 農林漁業金融公庫

- ・ 大企業をはじめとする食品産業向け融資のあり方

3 中小企業金融公庫

- ・ 一般貸付のあり方
- ・ 特別貸付制度の創設・評価のあり方

4 公営企業金融公庫

- ・ 政府保証の必要性の有無を踏まえた財政融資との役割分担のあり方
- ・ 公社貸付、一般会計事業貸付のあり方
- ・ 更新投資に対する貸付のあり方

5 沖縄振興開発金融公庫

- ・ 沖縄特利制度のあり方
- ・ 特定業種向け・産業振興目的の一般的な貸付制度のあり方

6 国際協力銀行

- ・ 輸入金融、投資金融、アンタイドローンのあり方

7 日本政策投資銀行

- ・ 大企業向け融資のあり方
- ・ プロジェクト・ファイナンスのあり方
- ・ 地域インフラ向け融資のあり方

8 商工組合中央金庫

- ・ メンバーズバンク業務のあり方
- ・ 大企業・中堅企業向け融資のあり方

就業者の持家状況

(持家率 %)

	昭和48年	昭和58年	平成5年	平成10年	平成15年
勤労者世帯	50.1%	57.9%	56.1%	56.9%	58.5%
自営業主世帯	79.9%	79.8%	74.5%	76.8%	80.6%

資料出所 総務省「住宅・土地統計調査」